

送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの設置等について

(趣旨)

本年4月から新たな託送料金制度（以下「レベニューキャップ制度」という。）が導入されるにあたり、各一般送配電事業者は効率化計画を含む事業計画を着実に実施していくことが求められており、その達成状況は本制度における重要な評価事項となっているところ。

一般送配電事業者各社が投資計画を進めるにあたり、経営効率化に向けた進捗が図られているか等を確認するため、料金制度専門会合の下に、「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」を設置することについて、ご審議いただく。

1. 背景

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、令和5年度よりレベニューキャップ制度が導入されることとなった。このため、現在、令和5年4月1日から実施される託送料金の審査が行われているところである。

レベニューキャップの規制期間中、各一般送配電事業者は効率化計画を含む事業計画を着実に実施していくことが求められており、投資計画等の達成は本制度において重要な評価事項となっている。また、レベニューキャップ制度自体に効率化インセンティブが組み込まれている一方で、第1規制期間における費用水準は第2規制期間における統計査定において参照されることから、一般送配電事業者各社が着実に経営効率化に取り組んでいるか、確認を行っていくことが重要。

2. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの設置並びにその構成員・座長の指名

昨年12月26日の第30回料金制度専門会合において、規制期間中に、横比較の観点から各事業者における送電・変電・配電ごとの個別プロジェクトを抽出した上で、経営効率化や事業計画の取組の進捗確認を実施することが適当とされた。

また、上記の確認の結果得られた知見については、第2規制期間や期中変更時のレベニューキャップ制度に基づく収入の見通しの審査の改善にも活用することが適当とされた。

こうした議論を踏まえ、一般送配電事業者各社が投資計画を進めるにあたり、経営効率化に向けた進捗が図られているか等を確認するため、料金制度専門会合の下に、別添の構成員・座長により「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」を設置することとしたい。

注）電力・ガス取引監視等委員会運営規程に基づき、ワーキンググループの構成員は、委員と経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、ワーキンググループの座長は委員長が指名することとされている。

(別添)

送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ

委員名簿（案）

（敬称略、五十音順）

<座長>

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

<委員>

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 シニアパートナー公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

<専門委員>

河野 康子 全国消費者団体連絡会 前事務局長

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ
マネージング・ディレクター&パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授